

令和7年度第7回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和7年12月22日(月) 10時00分開会 11時23分閉会

2 場 所 湯梨浜町「水明荘」

3 出席者

(1) 常設審議委員 21名／23名

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和7年度第7回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき出席委員数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿記載の委員23名中21名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、山協会長に挨拶をお願いします。</p>
2 開会挨拶 山協会長	<p>皆さんおはようございます。つい先日まではぼかぼかと暖かかったですが、今日は冷えて、また冬型になってきたようです。</p> <p>まず、開会の挨拶に先立ちまして、秋の受勲において、瑞宝双光章を受賞されました岩美町農業委員会の山本淳会長、大変おめでとうございます。いろいろな功労があったということで、心よりお喜びを申し上げます。</p> <p>いよいよ2025年もあと10日ほどとなりましたが、皆様には大変お世話になりましたことを厚くお礼申し上げたいと思います。</p> <p>いろいろありました。石破総理も退任ということで、新たに日本初の女性の総理大臣として高市さんが就任されました。本当に今年を振り返ってみますと、まずは熊が出てきまして、まだまだ出沒しております。また、令和の米騒動も、まだまだ続くようです。昨日のニュースで、鈴木農林水産大臣が米を作れば来年が暴落するとの発言がありましたが、今後どのようになるかはわからない状況となっています。また、中国問題もあり、自民党議員団が今度台湾に行きハッパをかけるというようなこともあるようです。皆さんには4月から9ヶ月間いろいろとご協力いただきましたことを、この場を借りて厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>今日は事案が4件ほどございますので、皆様にお諮りいたしましてご意見等賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたしまして開会のご挨拶に代えたいと思います。</p>

事務局	<p>ありがとうございました。それでは、瑞宝双光章を受章されました岩美町農業委員会山本会長から一言お願いいたします。</p>
山本会長	<p>おはようございます。ただ今御紹介いただきました岩美町農業委員会の山本です。このたびの叙勲で、御紹介のありましたように瑞宝双光章を受章させていただきました。長い間農業委員会に勤めさせていただき、これもひとえに皆様のお力添えによるものと感謝申し上げます。これからも健康に留意し、地域の農業環境保全に頑張っていきたいと思っております。これからも、どうぞよろしくお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。これまでの御功労に感謝を申し上げますとともに、健康にも留意されまして、引き続き農業委員会の業務に貢献いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以降、農業会議定款第45条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、山脇会長に議長として進行いただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 議事録署名人の選任 議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは早速議事に入らせていただきますが、本日の議事録署名人の指名です。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>はい。それでは、私の方で指名させていただきます。福田委員(琴浦町農業委員会会長)、加藤委員(江府町農業委員会会長)をお願いいたします。</p>
<p>4 報告事項 議長</p> <p>経営支援課</p> <p>議長</p>	<p>それでは、報告事項に入らせていただきます。日程に基づきまして報告事項でございます。先月の農地転用許可状況について、県から報告をお願いいたします。</p> <p>(資料1により説明)</p> <p>ただいま報告がありましたが、皆さん方からご質問・ご意見等がありましたら挙手をお願いいたします。ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

5 議 事
議 長

無いようですので、議事に入らせていただきます。議案第一号。今月の農地法の規定に基づく県全体の総会附議状況を説明をしてください。

事務局

それでは、令和7年12月分ということで、各市町村の附議案の附議状況について、お手元の資料2に基づき一覧表を説明いたします。(一覧表を説明)

今月は4条案件はございません。

5条案件で、合計4件についての意見聴取案件がございます。内訳として米子市農業委員会が8月の常設で審議いただいた

の2件、岩美町農業委員会と湯梨浜町農業委員会のいずれも各1件でございます。

これから説明を行っていただきますが、現地調査を実施していただいておりますので、それぞれの農業委員会の方から説明をいただいたあと、現地調査の報告をお願いしたいと思います。

それでは、米子市農業委員会さんよろしく願いいたします。

米子市農業委員
会事務局

米子市農業委員会です。同じく、転用担当の
でございます。本日はご審議よろしくお願ひします。

それでは、説明させていただきます。
着座にて説明させていただきます。まず、

について説明
いたします。今回の

については、令和7年8月に常設審議委員会にて審議、その後転用許可が下りましたの下流にある
案件です。それでは、2ページの「30aを超える事案説明資料」を基に説明いたします。

始めに、1土地の所在地等です。
となります。申請地の位置については、4ページの位置図をご覧ください。本申請地は米子東ICから北東側に約1.5kmの山陰道近くに位置します。

2ページに戻りまして、2の現在の営農状況です。6ページの間図も併せて御覧ください。申請地は昭和51年からほ場整備された水田であり、
については地権者により水稻栽培が行われていました。その他の筆については、保全管理状態となっています。

2ページの3の転用事業者ですが、
でございます。事業内容は、
など
を行っております。

次に、4の転用目的です。用途は

計画するものです。必要性ですが、

全体の位置関係については、6 ページの全体図をご覧ください。黒い点線の枠が

続きまして、転用要件の審査内容について、担当のより説明します。

失礼いたします。続きましてから説明します。

2 ページに戻りまして、5 の立地基準です。(1)農地区分です。農業振興地域の整備に関する法律に規定された「農用区域内農地」です。(2)許可根拠については、一時転用となります。(3)営農条件です。5 ページの中間図と併せて御覧ください。申請地は北東側に資材置場、北西側は山陰道、南西側に資材置場及び農地、南側に一般廃棄物処分場、南東側は養鶏場があります。申請地を含む周辺農地はほ場整備事業が施工済みですが、四方を非農地に囲まれています。

6 の一般基準です。(1)他法令の許認可です。農振法については、一時転用することについて異議が無いことを農林課に確認しています。地域計画については、一時転用することについて異議が無いことを農林課に確認しています。都市計画法については、建築物を伴わないため許可不要です。については、令和 6 年 11 月 18 日付けで許可済みです。盛土規制法については、該当はありません。文化財保護法については、埋蔵文化財包蔵地でないことを文化振興課に確認済みです。道路法については、令和 7 年 12 月 10 日付けで市道占有許可申請済みです。法定外公共物形状変更等については、令和 7 年 11 月 5 日付けで許可済みです。続いて、(2)規模の妥当性です。7 ページの土地利用計画図をお願いします。黄色に着色された部分が工事中道路、緑色で着色された部分が資材置場、紫色の点線部分が仮畦畔、黒い点線で囲まれた部分が残地水田、青色の線が拡幅予定の排水路、赤色の線が市道です。申請地面積はです。工事中道路、資材置場を含めると妥当な転用規模であると判断しております。水路拡幅規模については、幅が 0.6m から 1.8m に、深さが 0.6m から 1.2m になります。水路改修区間は 392m です。2 ページに戻りまして、(3)被害防除計画です。工事するにあたり、水田の表土 10 ～ 15cm 程度剥ぎ取り、基盤を出します。工事中道路部分には敷鉄板を設置します。スロープ部分の高低差を埋めるために最高 0.7m の盛土造成を行います。雨水排水については、転用申請地は地下浸透です。仮畦畔を設置し、工事期間中の残地水田の営農を確保します。残地水田の排水路が工事中道路等で既設排水路と分断される場合は、暗渠管を設置し既設排水路へ排水します。3 ページに移りまして、(4)資金調達計画です。今回事業費の
見合う財源計画を確認しており、事業に支障がないことを確認しております。(5)の農地復元の担保についてです。8 ページの復元計画図をお願いします。工事完了後は、土地の状態を確認のうえ、剥ぎ取りした表土を敷きならし、耕作可能な状態に復元します。

3 ページに戻りまして、7 の農業公共投資につきましては、昭和

51年～昭和55年に団体営[]ほ場整備事業を行っております。
[]土地改良区からは転用について差支えない旨の意見書及び排水同意書の提出を受けております。

8の土地改良区以外のその他の関係権利者につきまして、[]農事実行組合、[]自治会、[]農事実行組合、[]自治会の排水同意を確認しております。

9の農業委員会の意見及び審議の概要につきまして、12月10日開催の米子市農業委員会総会においても農地転用の許可基準に合致し、許可は妥当との意見を得ております。以上、[]を目的とした農地の一時転用についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

それでは、続きまして[]から、5条-2の[]について説明いたします。着座して説明をさせていただきます。2ページの「30aを超える事案説明資料」を基にしまして、順に説明いたします。

初めに、1土地の所在地等ですが、[]となります。4ページの位置図をお願いします。申請地は米子駅から北西に4km、米子市の西部に位置します。続きまして、5ページの間中図をお願いします。本申請地は[]から南東500m以内に位置しており、地区周辺は駅を中心とした住宅地と農地で形成されております。

2の現在の営農状況ですが、申請地を含め周辺農地は水田と畑が混在し、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地となっております。

3の転用事業者ですが、[]です。[]などを主な事業としている会社です。

4の転用目的ですが、地区計画の予定区域内における[]です。必要性ですが、5ページの間中図と6ページの土地利用計画図をお願いします。[]

[]を中心とする公共交通を活用した「歩いて暮らせるまち」を目指すとともに、周辺環境と調和した良好な居住環境を創出することにつながります。現在は保全管理の状態となっております。

5の立地基準について、農地区分ですが、駅・役場等から300mまたは500m以内にある農地で、第3種農地及び第2種農地に該当します。許可根拠については、原則許可及び代替地なしとなっております。また、このたびの転用目的が[]となっておりまして、[]目的とする農地転用は原則認められておりませんが、農地法施行規則第57条第1項第5号トにより、地区計画の定められた区域内においては、例外的に[]の転用が認められております。営農条件ですが、図面の7ページの間中図をお願いします。申請地を含め周辺農地は水田と畑が混在し、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地であり、駅や公共施設に近い住宅等の開発が進んでいる地帯となっております。周辺農地の営農への影響は小さいと考えております。替地についてですが、本申請地は米子市により地区計画として都市計画の申請がなされている土地であり代替地はありません。

6の一般基準について、他法令の許認可についてですが、農振

農用地には該当しません。都市計画法第 29 条の開発行為については協議済です。盛土規制法は許可不要です。地区計画決定につきましては米子市都市創造課において手続中です。埋蔵文化財につきましては、周知の埋蔵文化財包蔵地ではないことを米子市文化振興課へ確認しております。規模の妥当性ですが、6 ページの土地利用計画図をお願いします。[]を含め、ご覧のと通りの配置について、妥当な転用規模と判断しております。続きまして、被害防除計画等ですが、周囲の隣地境界には、L型擁壁 110cm から 120cm はコンクリートブロック 12cm を 2 段設置します。最低 20cm 最高 140 cm の盛土造成を行い、幅員 4m または 6m の道路を新設し、6m 道路の両側に側溝を敷設いたします。雨水の排水につきましては、新設道路側溝から農業用排水路へ接続いたします。汚水については、合併浄化槽で処理後新設道路側溝から農業用排水路へ流す計画です。[]土地改良区の同意、2 地区の実行組合の排水同意を確認しております。資金調達ですが、[]見合う融資証明を確認しており、事業に支障がないことを確認しております。最後に農業公共投資につきましては、該当はありません。地域計画の対象農地とはなっておりません。

9 の農業委員会の意見及び審議の概要につきまして、12 月 10 日開催の米子市農業委員会総会においても農地法に基く農地転用の許可基準を満たしている。許可は妥当との意見を得ております。以上、[]における []を目的とした農地転用について説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長

はい。説明が終わりました。それでは、ここで現地調査の報告を行っていただきます。現地調査の報告は、大山町農業委員会の江原委員にお願いいたします。

江原委員

大山町の江原でございます。

令和 7 年 12 月 16 日に米子市役所第 2 庁舎 2 階会議室で説明を受けた後、伯耆町農業委員会の加川会長と大山町農業委員会の江原が、米子市農業委員会事務局及び申請者を含めて総勢 18 名で現地での確認を行いました。先ほどありましたとおり、転用許可における法令審査状況については、事務局が説明したとおりであり、問題は特にありませんでした。現地の状況は、今説明がありましたように添付させていただいている現況写真のとおりであります。はじめに、[]については、8 月に現地調査を行った下流の水田の一部を []しようとするもので、ほとんどの農地は耕作されておらず、水田利用されている一部の農地に対する被害防除措置も行われていました。もう一方の []についても、令和 4 年の地区計画策定により宅地化が進んでおり、先ほど説明があったとおりでした。また、現地には、[]が出来ているような状況です。申請地を含めた周辺農地はほとん

ど耕作が行われておらず、放任されているような状況でした。また、基盤整備されていない農地が点在している状況であり、農業用排水等への影響が生じないよう措置されておりました。このため、今回の農地転用許可申請については、いずれも許可相当と判断しております。以上で、現地報告を終わります。

議 長

引き続き、岩美町農業委員会事務局から説明をお願いいたします。ご意見、質問等は説明が終わりましたから行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

岩美町農業委員会事務局

岩美町農業委員会事務局 [] と申します。よろしくお願いいたします。では、座って説明させていただきます。

「30aを超える事案説明資料」でご説明いたしますので資料2ページをご覧ください。まず概要ですが、

[]

[] として転用を行うものです。

はじめに、1土地の所在等です。 []

[]

[] 申請地の位置については、資料4ページの位置図をご覧ください。山陰近畿自動車道岩美道路の浦富インターチェンジから南へ向かった岩美町の中心市街地に位置する農地です。

2現在の営農状況です。申請地周辺は、昭和50年代からは場整備された農地と一部の未整備ほ場との一団の農地で、長年、地域の農業者によって水稻栽培がなされていた土地であり、一部の水田は今年の秋まで利用権設定されてきましたが、このたびの事業計画にあたり利用権の合意解約が成立しています。

3転用事業者です。 []

[]

次に、4転用目的です。 [] としての転用

です。必要性等については、申請地は岩美町の中心市街地であり、周辺に公共施設や学校、商業地、住宅の多い土地であり、 []

[] 転用を希望するものです。

次に5立地基準です。あわせて資料5ページの中間図をご覧ください。農地区分は駅、役場等から300m以内の農地、具体的に言いますと岩美町役場から300m以内ということで第3種農地となります。なお、中間図には周辺農地のうち農振農用地を緑色で示しております。許可根拠については原則許可となります。営農条件ですが、引き続きあわせて中間図をごらんください。申請地の北側、南側及び西側は宅地となっています。申請地の東側は、ほ場整備された農地が広がっています。

2ページにもどりまして、6一般基準です。まず他法令許可です。農振法については農業振興地域農振農用地の区域外です。地域計画については、目標地図から除外して策定済みのため、今回の転用による変更を行う必要はありません。都市計画法第29条の開発行為については、事前協議を経て開発行為許可申請書を提出済みで、転用許可日と同日付で許可が行われる予定となっています。

盛土規制法等については、該当ありません。文化財保護法については、岩美町教育委員会に埋蔵文化財包蔵地でないことを確認しています。法定外公共物の形状変更はR7. 12. 12までに許可済み、用途廃止と払い下げについては所管する岩美町税務課地籍調査係と協議済みであり許可後申請予定です。内容については後ほど説明します。規模の妥当性ですが、6ページの土地利用計画図をご覧ください。

予定となっています。その他は、
となっており、利用計画の内容は適正であると考えられます。なお、先ほどの法定外公共物の形状変更は、申請地北側の道路から水路を横断して、申請地内に新設される区画道路につながるボックスカルバートの設置になります。

2ページ(3)営農及び被害防除計画等の措置についてはP6の土地利用計画図、P7の用排水系統図、P8排水計画平面図をあわせてご覧ください。申請地は48cm～82cmの盛土造成を行い、東側、南側、西側に100cmから160cmのL型擁壁を設置し土砂の流出を防ぎます。北側はコンクリートブロックを設置し、水路との間は張コンクリートを行います。次に農業用水路についてです。P7の用排水系統図をご覧ください。申請地内を南北に走る既設の農業用水路部分については、用途廃止のうえ払い下げを受けの一部となりますが、既存の排水路が確保されていますので、周辺農地の利用に支障はありません。雨水については、P8の排水計画平面図をご覧ください。青い線で記載しています。申請地内に新設する道路側溝を通じて、北側及び南側の既設水路へ放流します。なお、雨水排水の流量については、開発行為許可の事前協議において流量計算を行い問題ないことを確認しています。汚水については、緑の線で示していますが、西側の町道に埋設された公共下水道に接続します。続いて2ページに戻りまして、資金調達計画です。

で確認しており、転用行為を行うために必要な資力及び信用があるものと考えます。

7番の農業公共投資についてですが、昭和54年～昭和62年に団体営土地改良総合整備事業が実施されています。団体営で岩美町が実施していますので土地改良区はありません。

8の土地改良区以外のその他の関係権利者です。水利関係者として
の同意を得ています。最後に本案件については、12月10日に開催しました令和7年度第9回岩美町農業委員会総会において審議し、農地転用の許可基準に合致し、転用は妥当であると判断しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長

はい。説明が終わりました。それでは、ここで現地調査の報告を行っていただきます。現地調査の報告は、鳥取市農業委員会の濱田委員にお願いいたします。

濱田委員

鳥取市の濱田が報告いたします。12月12日の午後岩美町役場

で現地調査の説明を受けた後、現地に行きました。今回は常設審議委員として八頭町の安部会長と濱田、それに、関係者と事業者でした。場所ですが、[redacted]ということで、土地としては、利便性の高い岩美町の中心市街地に近い場所となっています。この申請に係る近隣の農地に対しては、当日現地ですら事業者とも意見交換を行い、岩美町農業委員会の説明にもありましたが、支障がないことを確認いたしました。以上です。

議 長

それでは、最後になりましたが、湯梨浜町農業委員会事務局から説明をお願いいたします。

湯梨浜町農業
委員会事務局

それでは、最後になります。湯梨浜町農業委員会事務局の[redacted]と、隣は[redacted]です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼します。議案番号 5 条-4湯梨浜町 [redacted] 農地転用案件について説明いたします。2ページの30aを超える事案説明資料をお願いします。

1. 土地の所在等です。 [redacted]

[redacted] 4ページの位置図をお願いします。申請地は、湯梨浜町の [redacted] に位置し、湯梨浜町役場本庁舎から西側、約400m先に位置します。湯梨浜町の西側に位置し、申請地から西側の [redacted] を挟んで北栄町、南側の [redacted] を挟んで倉吉市との境界に近い位置になります。また、山陰自動車道はわいインターチェンジに近く、さらには、現在工事中の国道 179 号はわいバイパスが令和8年度中には完成予定であり、間近という状況となっています。

次に、2. 現在の営農状況です。5ページの間接図で説明をさせていただきます。左上付近に申請地を赤色で示しています。申請地は、昭和20年代に区画整理がなされた水田であり、昨年まで地域の農業者、地権者3名により水稻栽培が行われていました。具体的には番号①が一筆1名、番号②～④の3枚が実質1枚の水田として1名、番号⑤が一筆1名の農地となっています。

2ページの「30aを超える事案説明資料」に戻ります。

3. 転用事業者です。 [redacted]

4. 転用目的です。用途は、 [redacted] として、 [redacted] を行うものです。転用許可日以降に [redacted] に着手し、その [redacted] 期間は約9か月間の予定です。また、転用許可日以降に [redacted]

[redacted] の計画としています。必要性ですが、当該地域及びその周辺は近年宅地化が進行しており、個人住宅の需要が見込めるとして今回計画したものです。特に、湯梨浜町においては、新築住宅を建築する際の各種補助金があること。また、4ページの位置図で見いただきましたが、山陰自動車道はわいインターチェンジに近いこと。さらには、現在工事中の国道 179 号はわいバイパスの完成予定が令和8年度中と間近であり、交通の利

便性がさらに良くなることから、今後若者世帯が増えることを予測し、[]の需要は見込めると判断したものです。

次に、5. 立地基準の説明です。再度、5ページの中間図で説明をさせていただきます。(1)農地区分です。農地区分は、第3種農地と判断し、その区分決定根拠は、上水道と下水道の2つが埋設されている町道の沿道にあり、申請地から500m以内に湯梨浜町役場とハワイアロハホールの2つの公共施設がある農地であることから、「管理設道路沿道の区域」になるためです。申請地周辺の上下水道本管の配管状況を、上水道は青線で、下水道は赤線で示していますのでご確認ください。いずれも町道に埋設されているものです。(2)許可根拠は第3種農地は原則許可とされています。(3)営農条件の説明です。そのまま、5ページの中間図を見ていただきます。申請地の周囲隣接地は、北側と東側は町道に隣接、西側は住宅地、南側は水路及び町道に隣接しています。申請地東側の隣接町道を挟んで、水田3筆、実態は1枚の水田、及び畑が1筆あります。この農地については、それぞれの地権者において、水稻栽培、畑では果樹栽培が行われています。緑色線で囲み、田、及び畑と示しています。申請地西側隣接の住宅地及び町道を挟み、西側一帯は水田地帯が広がっています。こちらも緑色線で囲み、田と示しています。また、申請地北側隣接の町道及び川[]を挟んだ向かい側、北側に、既存の緑地公園があります。公園と示しているところです。2ページの「30aを超える事案説明資料」に戻ります。

6一般基準 (1)他法令の許認可ですが、農振法については、農振農用地から除外済です。地域計画については、目標地図からは外れています。都市計画法の開発行為については、10月16日に関係者による事前協議会が開催され、転用許可と同日付けで許可となるよう調整が行われています。盛土規制法については該当しません。文化財保護法については、埋蔵文化財包蔵地ではありません。(2)規模の妥当性です。6ページの土地利用計画図をご覧ください。左側に凡例等を示していますのでご確認ください。

[]申
申請地の左側に文字で示していますが道路側溝を含めて幅は6.0m、延長は93.5mです。道路側溝には、コンクリート蓋、一定間隔でグレーチング蓋を設置します。その他に、申請地内東側隅に新たに水路を南北に設置します。こちらも文字で示していますが、その延長は94.7mです。こちらも、コンクリート蓋、一定間隔でグレーチング蓋を設置します。北側には、黄色で示していますごみ置き場、赤色で示しています消火栓及びホース格納庫の消火施設を新設する計画であり、妥当な転用規模であると判断しました。なお、緑地公園の設置については、先ほど5ページの中間図で見させていただきましたし、この図面でも小さく記載がありますが、申請地北側の町道及び川を挟んだ向かい側、北側に、既存の公園があるため、申請地内への公園設置は不要であることを開発協議事前協議会の場において確認済です。(3)営農及び造成・被害防除計画等の措置です。そのまま、6ページの土地利用計画図をご覧ください。左側の凡例の下に文字で示していますが、表土はぎとりは30cm、盛土は場所にもよりますが、77cmから91cmの計画です。申請地は、町道及び住宅地の既存の擁壁に囲まれているため、新たな擁壁等の設置はしません。ただし、申請地南側隣接の東西に設

置されている既存水路については、今現在も水路擁壁の高さが町道の高さより低い位置にあります。この水路擁壁を町道の高さに合わせるため、転用事業者において水路の付替えを実施します。図面に文字を記載していますが、付替えする水路の延長は、57.7mです。道路側溝には、コンクリート蓋、一定間隔でグレーチング蓋を設置します。なお、この付替えする水路と、南北に新設する側溝3本との南側設置点部分は接続しません。設置点部分を四角で囲み、位置図①、②、③と示し、右側に詳細位置図、拡大図として示しています。3ヶ所いずれも設置点部分は張りコンクリートで埋める対応を取ります。これは、5ページの間接図で見いただきましたが、申請地東側の隣接町道を挟んで農地・水田が存在します。この設置点部分をつなげると、西側から来た用水がこの造成地の側溝や水路に流れてしまいます。用水を東側の水田まで送るための措置です。このことは、転用事業者と該当する土地改良区と協議のうえ、開発行為事前協議会の場においても関係者による確認がなされています。汚水、下水は、赤線で示していますが、南側隣接町道及び東側隣接町道に埋設の公共下水に接続します。敷地内の雨水経路は青色矢印で示しています。南北に新設する道路側溝及び水路の計3本から雨水は北側に流れます。北側の既存の町道側溝を東側、右側に流れ、最終的に北東側角、敷地右上角から町道敷地内に設置の集水柵から町道下を横断し[]に放流します。その他参考までに、文字で記載していますが、北側隣接町道と新設道路との接続部分の水路、これは既存の町道側溝ですが、車両出入口となる延長 11.4m 部分を強度補強のため転用事業者において付替えを行います。さらに、北東側角から町道敷地内に設置の集水柵から舟川に放流するまでの区間、町道下の暗渠水路、延長 6.4m について、流量計算上と強度補強のため、こちらも転用事業者において付替えを行います。なお、流量計算の結果、新設する側溝、北側既存町道側溝、北東側角の付替え暗渠水路の許容放流量以下になることを確認済です。次に、7ページの周辺農業用水路の系統図をご覧ください。水路は青色、道路は茶色、農地は緑色、白地は地目が農地以外の土地になります。また、水の流れを青色矢印で示しています。申請地の隣接東側の町道を挟んでの水田、農地として残る部分ですが、現在、南側水路から取水し、北側隣接町道側溝に排水しており、申請地転用後も形状の変更はありません。先ほども説明しましたが、申請地隣接南側の水路は付替えが行われますが、この水田まで用水が届くよう対策が取られます。その他、転用にかかる周辺水路への影響はありません。3ページをお願いします。(4)資金調達計画です。[]

確認済で

す。(5)農地復元の担保は、該当しません。

7. 農業公共投資です。(1)事業名は、団体営区画整理事業、(2)事業期間は、昭和25年から昭和29年、(3)該当する土地改良区は、[]土地改良区です。[]土地改良区からは、協議が整ったため農地転用については差し支えない旨の意見書をいただいています。

8. 土地改良区以外のその他関係権利者は該当ありません。

9. 農業委員会の意見及び審議の概要です。先日、12月10日の定例総会において、農地転用の許可基準に合致し転用許可は妥当で

あると判断しております。以上、議案番号 5 条-5 [REDACTED] を目的とする農地転用案件についての説明を終わります。

議長

はい。説明が終わりました。それでは、ここで現地調査の報告を行っていただきます。現地調査の報告は、北栄町農業委員会の竹原委員にお願いいたします。

竹原委員

竹原です。報告いたします。12 月 11 日に三朝町の山本会長と対応しました。当日は午後 1 時から湯梨浜町役場にて、合計 11 名で、最初に説明を受けたうえで現地確認をいたしました。資料の 7 ページを見ていただくとわかると思いますが、先ほど説明がありましたとおり、現地は農地が宅地化し、付近の景観からすると、既に住宅地のようになっていました。申請地と道路を挟んだ水田等この 2 つが農地として残ってしまうのですが、水田については今年も水田として耕作されていましたが、申請地の水田については、今年も耕作されていないようでした。調査に当たりましては、残された水田が、今後営農に問題がないかについて確認しましたが、工事に当たって南側の水路に申請地内の道路側溝が接続しないように遮断するという手当と、この水路の擁壁が低いとこのことで、高くするような手当を考えておられるということで、農地転用後の水路の水は有効に水田まで流れていくだろうということで、取水は問題なく出来るだろうということを確認しましたし、東側に水路を新設することと、水が溢れることはないだろうとこのことで、そういったことを総合的に勘案し、今回の転用は許可することに問題ないと判断いたしました。以上です。

議長

どうもありがとうございました。各農業委員会からの説明、及び現地調査の報告が終わりました。それでは、委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。意見がありましたら挙手をお願いいたします。ありませんか。はい。石委員

石委員

お尋ねします。地図の中で説明があったかもわかりませんが、1 区画の大きさはどのくらいなのか。地区計画におけるということですので、区画の最小面積は定めてあるかと思えます。それと、同じ案件ですが、合併浄化槽で整備するということですが、新設の道路側溝から排出するというので、土地利用計画ではどこを見ればわかるのでしょうか。もう一度おさらいの意味で説明をお願いします。それと、合併浄化槽の管理者はどなたになられるのかについてお尋ねしたいと思えます。

議長

はい。では米子市農業委員会事務局説明をお願いします。

米子市農業委員

失礼いたします。まず合併浄化槽の管理者ですが、それぞれの

会事務局	住宅に設置されるものなので、所有者が管理者となります。併せて、合併浄化槽からどこに流れるのかということですが、6ページの土地利用計画図には記載できていませんが、水の流れに沿って流れていくこととなっています。併せて、最初に質問いただいた1区画当たりの敷地面積ですが、大きさに差はあろうかと思いますが、約200㎡になろうかと思います。
議 長	石委員
石委員	地区計画における整備なので、1区画当たりの下限面積が定められていないかということを探っているのですが。
議 長	米子市農業委員会説明をお願いします。
米子市農業委員会事務局	申し訳ありません。確認しておりません。
石委員	転用には関係のない内容ですが、地区計画による[]であるので、下限面積について聞いてみました。また、合併浄化槽については、個人ごとの浄化槽だということでしたので、それは理解できました。
議 長	よろしいですか。はい。他にありませんか。山本委員。
山本委員	すみません。単位の記載間違いではないかと思いますが、地区計画の事業が[]で出来るとは思えませんが。
議 長	ちょっと単位を確認ください。誤りはありませんか。
米子市農業委員会事務局	失礼いたしました。口述で説明しましたとおり、[]です。1桁違っていました。大変申し訳ありません。
議 長	それでは、[]に訂正してください。その他ございませんか。
	(意見・質問なし)
議 長	ご質問等が無いようです。それでは、米子市の案件について、異議なしとしてよろしいか、

賛成の方の挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長 はい。ありがとうございます。全員賛成ですので「異議なし」といたします。

議 長 次に、岩美町の案件について、ご質問ありませんか。

(意見・質問なし)

議 長 無いようですので、岩美町の案件について異議なしとしてよろしいか。賛成の方の挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長 はい。ありがとうございます。全員賛成ですので「異議なし」といたします。

議 長 最後に、湯梨浜町の案件について、ご質問ありませんか。

(意見・質問なし)

議 長 無いようですので、湯梨浜町の案件について異議なしとしてよろしいか。賛成の方の挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長 はい。ありがとうございます。全員賛成ですので「異議なし」といたします。

議 長 次に、所有者不明農地の関係で、農地法第39条の規定に基づく意見聴取案件が1件ありますので、説明してください。

経営支援課 資料3に基づき内容を説明

<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>お諮りいたします。ただ今の所有者不明農地の裁定について、異議なしとしてよろしいか。賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので「異議なし」といたします。</p>
<p>6 情報提供 議 長</p>	<p>次に情報提供ですが、令和7年度全国農業委員会会長代表者集会について（要請活動）及び令和7年度農業委員会特別研修会の開催について事務局説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>(資料4、5について概要を説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>情報提供について説明が終わりました。この件について、皆様方の方で聞いてみたい件はありますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>7 その他 議 長</p>	<p>それでは、情報提供については終わりました、7番のその他ですが、事務局説明をしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>(次回開催日程、年度末までの会議等の計画、及び次年度の会長大会の日程について説明)</p>
<p>8 閉 会 議 長</p>	<p>その他、皆さんの方でございましたら。ありませんか。</p> <p>(その他の意見等なし)</p>

議 長

ないようですので、本日の常設審議委員会を閉会とさせていただきます。
(午前 11 時 23 分)